

アルミニウム市場管理基本要綱

(平成17年4月25日施行)

(平成18年4月25日変更)

(平成18年10月4日変更)

(平成18年12月26日変更)

(平成19年4月18日変更)

アルミニウム市場管理基本要綱

本要綱は、本所の開設するアルミニウム市場における売買取引の公正を確保するため基本となる市場管理基準を定めたものである。

なお、市場の状況により別途臨機の措置が必要であると認めるときは、その都度本要綱以外の措置を定め、併用する。

1 建玉の制限

過当投機を防止するため、業務規程第25条第1項の規定により、委託者の建玉数量並びに会員の自己の計算による建玉数量について次の制限をする。(毎月第1営業日の時点で該当する限月を当該月の最終営業日まで適用するものとする。ただし、1番限月(納会月)は納会日までとする。)

委託者の建玉数量の制限

委託者の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。

1番限月 (納会月)	1番限月 (納会月の前月)	その他限月	合計
400枚	800枚	各2,400枚	10,000枚

の計算において、次に掲げるものは同一人の行ったものとみなし、同一委託者として取扱うものとする。

ア 別口座、仮名等によって行われ、同一人のものと判断される建玉

イ 直接又は間接に支配する者によって行われた建玉

ウ 2人以上の明示又は暗黙の了解のもとで行われた建玉

委託者等(他の受託会員、取次者若しくは外国商品取引業者に委託又はその取次ぎを依頼した場合はその合計)の建玉が、 に定める建玉数量の制限を超えていると本所が認めた場合は、受託会員にその旨を通知し、当該委託者等をして可及的速やかに当該建玉数量の制限以内に建玉を縮減させるものとする。

アルミニウム部会員であって で定める制限数量が の制限数量(当業者委託者分)を超えるものについては、 の制限数量にかかわらず、 の制限数量を適用する。

1番限月の建玉が既存建玉の繰越しによって当該限月における制限数量を超えている場合、委託者は、当該限月における制限数量を下回るまで全限月について新規の建玉をすることができないものとする。

ヘッジ玉として本所の承認を受けた場合、委託者は に定める制限数量を超えて本所

が別に定める数量まで建玉をすることができる。ただし、本所は、市場の状況を勘案し、上記の承認の一部又は全部を制限することができる。この場合において委託者は、本所が認める制限数量までに建玉を速やかに縮減しなければならない。なお、委託者は本措置に対して異議を申し立てることができない。

受託会員は、取次者から、で定める制限数量を超えて受託しようとするときは、別に定める誓約書を徴し、これを本所へ提出しなければならない。

受託会員は、外国商品取引業者から、で定める制限数量を超えて受託しようとするときは、別に定める誓約書を徴し、これを本所に提出しなければならない。

及びの規定に基づき取次者及び外国商品取引業者より誓約書が提出され、本所が適当と認めるときは、本所は当該取次者及び外国商品取引業者に係る建玉数量の制限について特例措置を講ずるものとし、で規定する「委託者」を「取次者及び外国商品取引業者に委託の取次ぎを依頼した者（以下「取次委託者」という。）」、で規定する「受託会員」を「受託会員、取次者及び外国商品取引業者」、4の で規定する「会員」を「取次者及び外国商品取引業者」、4の の で規定する「委託者」を「取次委託者」及び4の で規定する「会員」を「取次者及び外国商品取引業者」と読み替えるものとする。

の規定に基づいて特例措置を受けた取次者及び外国商品取引業者が4で定める建玉報告書を適正に報告しない等、本所の市場管理に支障を来たす行為をしたと認められるときは、本所は何時でもの措置を一部制限又は解除できる。

会員の自己の計算による建玉数量の制限（他の受託会員に委託又は取次者に委託の取次ぎを依頼した建玉を含む。）

受託会員を除く会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。

純 資 産 額	1番限月 (納会月)	1番限月 (納会月の前月)	その他 限 月	合 計
1億円未満	50枚	100枚	各 200枚	600枚
1億円以上 5億円未満	100枚	200枚	各 300枚	1,000枚
5億円以上 10億円未満	200枚	300枚	各 400枚	2,000枚
10億円以上 20億円未満	300枚	400枚	各 600枚	3,000枚
20億円以上 30億円未満	400枚	600枚	各 800枚	4,000枚
30億円以上 50億円未満	500枚	700枚	各1,200枚	6,000枚
50億円以上100億円未満	600枚	800枚	各1,600枚	8,000枚
100億円以上150億円未満	700枚	1,000枚	各2,000枚	10,000枚
150億円以上200億円未満	800枚	1,200枚	各3,000枚	12,000枚
200億円以上	800枚	1,200枚	各4,000枚	14,000枚

受託会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。

純資産額	売又は買のそれぞれにつき全建玉数の 10%又は次の数のうちいずれか多い数量			
	1番限月 (納会月)	1番限月 (納会月の前月)	その他 限月	合計
30億円未満	400枚	600枚	各 800枚	4,000枚
30億円以上 50億円未満	500枚	700枚	各1,200枚	6,000枚
50億円以上100億円未満	600枚	800枚	各1,600枚	8,000枚
100億円以上150億円未満	700枚	1,000枚	各2,000枚	10,000枚
150億円以上200億円未満	800枚	1,200枚	各3,000枚	12,000枚
200億円以上	800枚	1,200枚	各4,000枚	14,000枚

ヘッジ玉として本所の承認を受けた場合、会員は 又は に定める制限数量を超えて本所が別に定める数量まで建玉をすることができる。ただし、本所は、市場の状況を勘案し、上記の承認の一部又は全部を制限することができる。この場合において会員は、本所が認める制限数量までに建玉を速やかに縮減しなければならない。なお、会員は本措置に対して異議を申し立てることができない。

清算機構の業務方法書に基づき、清算預託金の預託額が累積預託限度額を超え、かつ清算預託金の預託が停止された市場会員については、 又は に定める自己玉制限のそれぞれ20%増まで売買取引を行うことができる。

市場会員は、業務規程第69条第2項第2号及び第3号の規定に基づき、違約処理を行うための売買取引により上記で定める制限数量を超えることとなった場合は、当該制限数量までに速やかに縮減しなければならない。

2 売買値段の制限（制限値段）

売買値段の限度額は、次のとおりとし、1番限月（当月限納会日の翌営業日以降の最初の限月のことをいう。以下同じ。）を除く全限月について適用する。

ただし、本所が必要と認めた場合は上記にかかわらず、限月毎に限度額を設定できるものとする。

通常の場合の制限値段

相場の価格変動等を勘案し、毎月本所が定める額

制限値段の特例

最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3限月以上で通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を適用するものとする。

ただし、最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、1番限を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を継続するものとする。

3 取引証拠金

業務規程第35条第2項に規定する取引証拠金は、次のとおりとし、取引本証拠金基準額にあっては、清算機構が定める取引本証拠金の額とする。

取引本証拠金

取引本証拠金は、次に定める額を下回らない範囲の額とする。

一般委託玉

毎月適用する通常の場合の制限値段に取引単位の倍率を乗じた額に、その50%相当額を加えて得た金額とする。

会員の自己玉及び委託玉

次の表に掲げる区分に対応する同表に掲げる金額とする。

自己玉	会員委託玉
一般委託玉の取引本証拠金の2分の1相当額	一般委託玉の取引本証拠金の3分の1相当額

取引定時増証拠金

取引定時増証拠金は、次の表に掲げる区分に対応する同表に掲げる金額とし、1番限月の建玉について預託させる。預託時限は、預託させることとなった日に残存する建玉については、その翌営業日の正午まで、当該日以後における新規の建玉については、その取引本証拠金と同時とする。

自己玉	委託玉	
	一般	会員
取引本証拠金基準額の50%相当額	取引本証拠金基準額の50%相当額	会員取引本証拠金基準額の50%相当額

取引臨時増証拠金

1番限月、2番限月の取組高又は全限月の総取組高が著しく増加した場合は、それぞれ本所が必要と認める取引臨時増証拠金を預託させるものとし、その預託時限は、預託させることとなった日に残存する建玉については、その翌営業日の正午まで、当該日以後における新規の売買取引については、その取引本証拠金と同時とする。

最終約定値段が3限月以上(制限値段の適用がない限月を除く。)同一方向の制限値段

に2営業日連続して達したときは、その翌営業日から、制限値段の適用がない限月を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して通常の制限値段に達しなくなるまで、全限月の新規の建玉について取引臨時増証拠金を預託させるものとする。この場合の取引臨時増証拠金の額は、1枚につき、通常の制限値段の50%に取引単位の倍率を乗じて得た額とし、預託期限は、預託させることとなった日以降における新規の取引に係る取引本証拠金の預託と同時とする。

及びの措置にかかわらず、本所が市場管理上必要と認めた場合には、全部又は一部の限月について、本所が必要と認めた建玉につき取引臨時増証拠金を預託させることができる。

取引受渡証拠金

取引受渡証拠金は、市場会員の自己の計算による受渡玉並びに委託者の計算による受渡玉のうち一般委託者に係るもの及び会員たる委託者に係るものにそれぞれ区分し、その額は、原則として申告受渡決定日の取引証拠金と同額（ただし、委託者及び会員たる委託者の取引本証拠金については50%相当額）とし、当該決定日の翌営業日正午までに預託させる。渡方については、業務規程第49条第1項に規定する倉荷証券又は荷渡指図書を本所に差し出した日から、受方については、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を本所に差し出した日から当該受渡証拠金の預託を要しない。

4 建玉等の報告

会員は、毎月10日（ただし、当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）現在における売付け又は買付けの別ごとの建玉数量が次の事項に該当する場合は、別に定める様式により、それぞれ全限月の建玉についてその翌々営業日までに本所に報告するものとする。

自己の計算による総建玉数が600枚を超える場合

自己の計算による1限月の建玉が50枚を超える場合

委託者の計算による1限月の建玉（仮名、別口座による建玉があるときは、合算する。）が20枚を超える場合

なお、本所が特に必要があると認めるときは、別に指示するところによるものとする。

当月限の建玉につき、本所が必要と認めるときは、当該建玉（両建玉を含む。）に係る会員から受渡しに関する事情を聴取し、受渡予定玉を報告させるものとする。

本所は、特に必要と認めるときは、会員、取次者及び外国商品取引業者に対して、及びの他別に指示するところにより、委託者又は取次委託者別の建玉及びその他本所が必要と認めた事項について報告させることができるものとする。

附則

平成17年4月20日開催の理事会で議決された変更後の本要綱は、業務規程の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成17年4月25日)から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附則

平成18年4月19日開催の理事会で議決された1建玉の制限の柱書き、2売買値段の制限、3取引証拠金の の 、 の 及び の変更規定は、業務規程第11条(当月限納会日及び取引最終日)、第19条(売買値段の制限)及び第35条(取引証拠金)の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成18年4月25日)から施行し、1建玉の制限の柱書き、2売買値段の制限の 、 3取引証拠金の の 及び の変更規定については、平成18年5月1日、2売買値段の制限の柱書き、 、 3取引証拠金の の 及び の変更規定については、平成18年6月1日から適用する。ただし、2売買値段の制限の柱書き、 及び3取引証拠金の の変更規定の1番限月に係るものについては、平成18年8月限以降の限月から、3取引証拠金の の変更規定については、適用日の前々営業日の最終約定値段に遡って、それぞれ適用する。

附則

平成18年9月20日開催の理事会で議決された1建玉の制限の の 、 の 及び の変更規定は、業務規程第13条(呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位)の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成18年10月4日)から施行し、平成19年10月限以降の限月から適用する。ただし、平成18年10月から平成19年8月までの建玉数量の制限については、変更後の規定にかかわらず、本所が別に定めるところによるものとする。

附則

平成18年12月20日開催の理事会で議決された3取引証拠金の の変更規定は、業務規程第35条(取引証拠金)の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成18年12月26日)から適用する。

附則

平成19年4月18日開催の理事会において議決された2売買値段の制限(制限値段) の変更規定は、平成19年5月1日から適用する。なお、当該変更規定については、適用日の前々営業日の最終約定値段に遡って適用する。